

工事現場における標示板の標示要領

平成16年10月1日

農政水産部農村計画課

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県農政水産部が発注する農業土木工事の工事現場における標示板（以下「工事標示板」という。）の標示内容の簡素化及び統一化を図り、わかりやすい標示施設にするとともに、工事標示板に工事に関する情報の問い合わせ先を表示することにより、県民への公共工事に関する積極的な情報提供を行い、公共工事に対する理解の浸透をより図るため、必要な事項を定めるものとする。

(標示内容等)

第2条 工事標示板の標示内容については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 工事の種別

主たる工事種別を記載するものとする。

二 工事の名称

事業名（略称：別表1参照）、地区名及び工区名を記載するものとする。

三 工事の場所

〇〇郡、大字及び〇〇番地は除き、記載するものとする。

四 工事の期間

原則として、契約書に記載の工期を記載するものとする。

ただし、工場製作がある場合など、現場での工事期間が契約工期と大きく異なる場合は、実際に現場で工事を行う期間を記入するものとする。

五 工事の施工者

商号又は名称、電話番号（市外局番を含む。以下同じ。）を記載するものとする。

六 問合せ先

工事に関する情報の問い合わせ先を標示するものとする。

七 工事の発注者

事務所名、担当名及び電話番号を記載するものとする。

2 工事標示板に掲載する絵等は次の内容とする。ただし、デザイン等具体的な掲載に当たっては、建設工事のイメージアップにつながり、いやしくも工事標示板としての目的を失することのないよう留意するものとする。

ア 地域の名所、特産品、名物、風景等

イ 県の主要施策に関する内容

ウ 県が主催する行事等に関する内容

(その他)

第3条 標示板や文字等の大きさについては、絵等を掲載する場合は標準記載例1、それ以外は標準記載例2を参考とする。ただし、これにより難しい場合には監督員との協議により変更できるものとする。

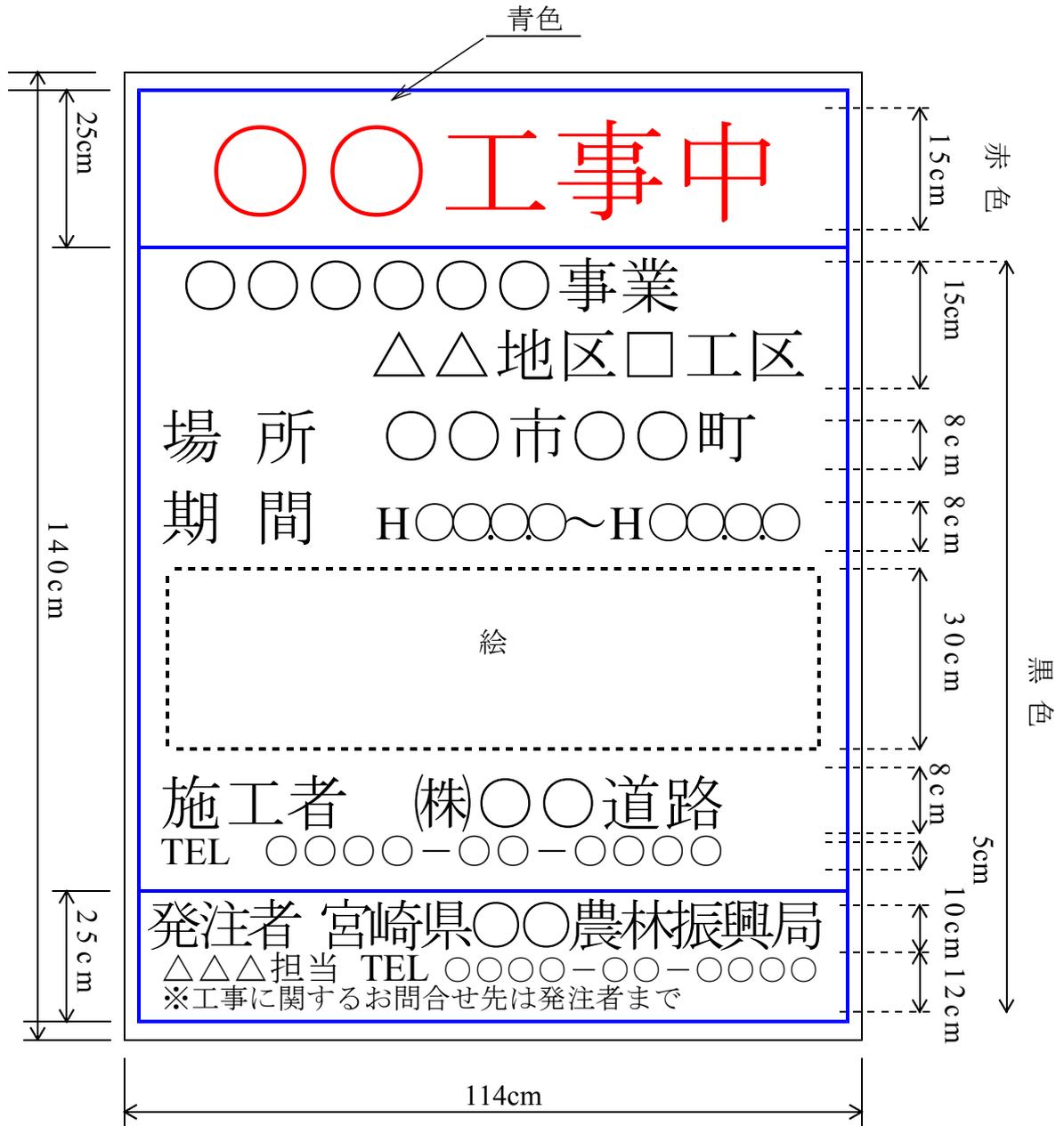
附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

この要領は、平成28年1月1日から施行する。

標準記載例 1

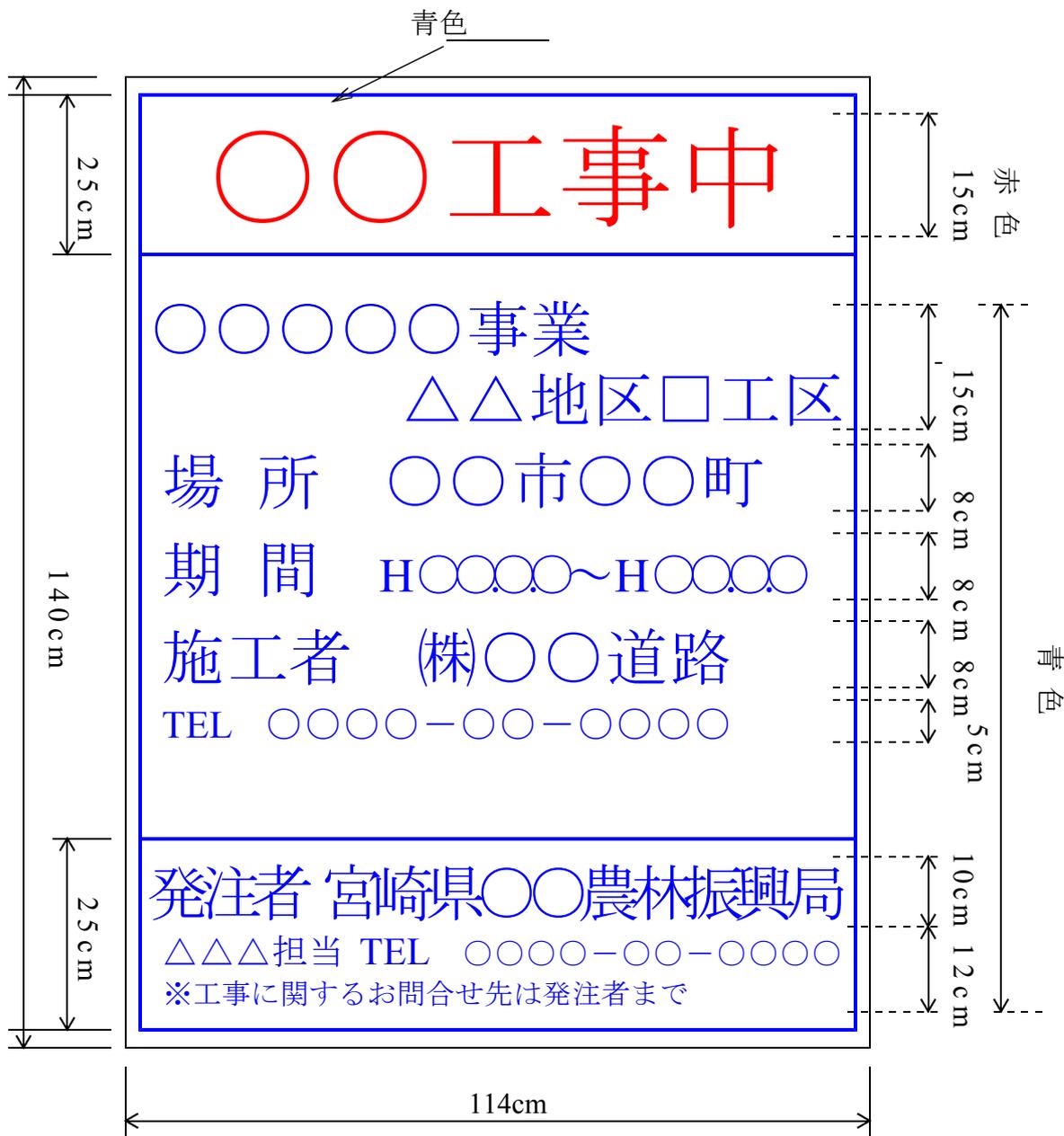
○ 工事標示板（絵を入れる場合）



(場所の記載例) × 児湯郡高鍋町大字上江2-10 → ○ 高鍋町上江
 ※ 寸法については参考値とし、文字数等により適宜調整するものとする。

標準記載例 2

○ 工事標示板（絵を入れない場合）



(場所の記載例) × 児湯郡高鍋町大字上江2-10 → ○ 高鍋町上江
※ 寸法については参考値とし、文字数等により適宜調整するものとする。

別表1

事業名	表示する事業名
経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業
畑地帯総合整備事業(担手育成)	畑地帯総合整備事業
畑地帯総合整備事業(担手支援)	畑地帯総合整備事業
耕作放棄地整備事業	耕作放棄地整備事業
ため池等整備事業(河川応急)	ため池等整備事業
ため池等整備事業(危険ため池)	ため池等整備事業
ため池等整備事業(土砂崩壊)	ため池等整備事業
ため池等整備事業(用排水施設)	ため池等整備事業
農村災害対策整備事業	農村災害対策整備事業
農地保全整備事業(シラス)	農地保全整備事業
農地保全整備事業(急傾斜)	農地保全整備事業
農地保全整備事業(特殊土壌)	農地保全整備事業
湛水防除事業	湛水防除事業
防災ダム事業	防災ダム事業
海岸維持修繕事業	海岸維持修繕事業
海岸保全施設整備事業	海岸保全施設整備事業
広域農道整備事業	広域農道整備事業
広域農道整備事業(道交付金)	広域農道整備事業
基幹農道整備事業	基幹農道整備事業
中山間地域総合整備事業	中山間地域総合整備事業
地域用水環境整備事業	地域用水環境整備事業
基幹水利施設ストマネ事業	基幹水利施設ストマネ事業
土地改良財産補修事業	土地改良財産補修事業

※表にない事業名については監督員と協議すること